

○登記事項証明書について

※共通事項

- ・ 登記事項証明書の商号を、届出書の「氏名又は名称」欄に正確に記載してください。
- ・ 登記事項証明書の所在地は、届出書の「住所」欄に正確に記載してください。
- ・ 登記事項証明書の目的欄に、インターネット異性紹介事業を営むことができる旨の記載があることが必要です。
ただし、会社法の定めにより、インターネット異性紹介事業を営むことができる旨が包括的に読み取れる記載であれば足りません。
ない場合は追加変更手続きを行い、記載されたものを提出してください。
- ・ 登記事項証明書は、発行日から概ね3ヶ月以内のものを提出してください。

※識別符号付与業務受託者（法人事業者）の場合

- ・ 受託業者の登記事項証明書を提出してください。